

第Ⅲ節 外国貿易の振興

第 350 条 外国通商協定

(a)(1) アメリカ産業の各種部門の特性とニーズに応じて、外国品が合衆国に持ち込まれることを規制することにより、合衆国品の外国市場を拡大するため（合衆国の農業、工業、鉱業及び商業の各種部門の良き関係を樹立し、並びにこれらを維持する一つの手段として）、合衆国内で外国品に対して市場への進出を与えることによって、外国市場がアメリカ産業の各種部門の販路の開発を要求及び可能にするために、大統領は、合衆国若しくは諸外国の現行の関税若しくはその他の輸入規制が合衆国の外国貿易に対して不当な負担をかけ、合衆国の外国貿易を阻害しているという事実を発見した場合、又は前述の目的が次の方法によって促進されるものであるという事実を発見した場合には、次の権限を有する。

(A) 外国の政府及びその代行機関と外国通商協定を締結すること。ただし、1955年通商拡大法は、ガットとして知られている行政上の協定の議会による承認若しくは不承認を決定又は示すものであると解釈してはならない。

(B) 現行の関税及びその他の輸入規制、追加的な輸入規制又は継続期間、並びに最低期間を宣言し、大統領がこの条で調印した外国通商協定を遂行するために必要若しくは適切な外国通商協定の対象となっている物品の現行の関税若しくは消費税の取り扱いを布告すること。

(2) (1)(B)に基づくいかなる布告も、

(A) 1934年7月1日現在、存在する関税率を50%以上引き上げてはならない。ただし、1934年7月1日現在、存在する従量税率は、1934年歴年中に当該物品の輸入価額を基準としたその従価対応関税率（(D)(ii)の規定と同じ方法により決定されたもの。）に換算し、当該宣言において、当該従価対応関税率を50%以上を超えない従量税率を定めることができる。

(B) 物品を課税リスト及び無税リストとの間で振替えてはならない。

(C) 1955年6月12日以前に大統領により調印された外国通商協定を遂行するために、又は1954年11月16日の連邦政府官報に掲載された交渉の用意ある旨の通知に関して、1945年1月1日現在、存在する関税率を50%以上引き下げてはならない。

(D) 大統領が1955年6月12日以降、1958年7月1日以前に調印した外国通商協定を遂行するために、次の関税率の最低限度を下回る引き下げ（(C)に規定するものを除く。）を行ってはならない。

(i) 1955年1月1日現在、存在する関税率を15%下回る関税率

(ii) 対象物品が50%以上（又は50%以上の合計従価関税率を組み合わせたもの。）の従価関税率のときは、50%の従価関税率（又は50%の合計従価関税率を組み合わせたもの。）従量関税率（又は従量関税率を含めた関税率を組み合わせたもの。）

が適用されるいずれかの物品の場合、その従価対応関税率が大統領により代表期間として定められる期間中に大統領より 50%以上であると決定されたときは、50%の従価税率又は税率（若しくは税率の組み合わせたもの。）とし、大統領が定める従価対応関税率は、当該期間中は 50%であったものとする。第 402 条に規定する評価基準（当該物品に関しては、その代表期間中における基準。）は、大統領が前段を決定する際に、その利用が実務的に可能であると認める最大限まで利用しなければならない。

- (E) 1958 年 7 月 1 日以降に大統領が調印した外国通商協定を遂行するため、いかなる関税率も(4)(A)に規定する最低関税率を下回る引下げを行ってはならない。
- (3)(A) (B)及び(C)の規定並びに(4)(B)の規定を条件として、(1)(B)の布告及び(5)に基づく一時停止の布告に関する規定は、当該布告に指定された時以降に発効しなければならない。
- (B) (2)(D)が適用される関税の引下げを行うときは、
- (i) 外国通商協定により引き下げられる関税率の合計が 1955 年 1 月 1 日現在、存在する関税率の 15%を超えない場合、その最初に一時的に引き下げられる関税率は、1955 年 1 月 1 日現在、存在する関税率の 5%を上回ってはならない。
 - (ii) (i)に規定するものを除き、外国通商協定に基づく合計引下率の 1/3 以上の引下げは、当初に一時的に引き下げてはならない。
 - (iii) 分割引き下げの最初の部分の引下げが行われた後、その残りの部分の引下げは、それに先立つ直前の引下げの部分の実施期間が合計して 1 年未満の場合には、実施してはならない。
- (C) (2)(D)(i)に規定する代案が適用される関税の引下げのいかなる部分も、1955 年 7 月 1 日より起算して 3 年の期間の満了後に発効してはならない。当該引下げのいずれかの部分が実施されたときは、このパラグラフの適用において、合衆国の法律又は合衆国の法律に基づく措置の理由により当該引下げ部分が実施されていない期間中において、その後の期間は、当該 3 年の期間の満了点における決定において除外される。
- (D) (1955 年 6 月 12 日以降、大統領が署名した外国通商協定を遂行するために)、大統領が物品に課税される関税額の算出を簡素化する決定した場合、大統領は、次のいずれか小さい額を超えない範囲において、(2)(C)若しくは(D)、(4)(A)若しくは(B)又は(B)に定められた限度を超えても差し支えない。
- (i) その限度額とそれ以下の位の数値との差額
 - (ii) 従価の 2 分の 1%
- 従量税率の場合（又は従量税率を含む複合税率。）、(ii)に規定する 1/2%は、従価税率の条件によりすべてが説明されていない従価対応関税率が定められるのと同じ方法によって、(2)(D)(ii)の適用において、決定されなければならない。

- (4)(A) (1)(B)に規定する布告は、1958年7月1日以降大統領が調印した外国通商協定を遂行するために、次の最低関税率を下回る引下げを行ってはならない。
- (i) 1958年7月1日現在、存在する関税率を20%引き下げる関税率
 - (ii) (2)(B)の規定に基づく1958年7月1日現在、存在する税率を2%下回る従価税率
 - (iii) 50%の従価税率、又は従量税率若しくは従量税率を含む複合税率を適用する物品のときは、あらゆる関税率（又は複合税率。）。ただし、その従価対応関税率を50%の従価関税率を定めた場合に限る。
- (ii)及び(iii)の規定及び(B)(i)の規定は、従価税率を組み合わせたものを適用する物品のときは、当該関税率の合計に対して適用される。また、従量税率又は従量税率を含む関税率を組み合わせたものを適用する物品のときは、代行期間（当該期間が1958年7月1日を含むか否かを問わない。）において、従価税率の条件によりすべてが認定されていない従価対応関税率と同じ方法によって、(2)(D)(i)の適用において、決定される従価税率対応を基礎に適用される。
- (B)(i) (A)(i)に規定する関税率の引下げを実施する場合、当該引下げは、最初は年4回を超えないこととし、最初に実施される1回の引下率の合計は、1958年7月1日現在、存在する関税率の10%を超えてはならない。また、当該日以降、関税率が引き上げられるときは、外国通商協定の規定により10%又は引下げの合計の1/3のいずれか大きい方を上回ってはならない。
- (ii) (A)(ii)に規定する関税率の引下げを実施する場合、当該引下げは、最初は年4回を超えないこととし、最初に実施される1回の引下率の合計は、従価税率の1%を超えてはならない。また、1958年7月1日以降、関税率が引き上げられているときは、外国通商協定の規定により1%又は引下げの合計の1/3のいずれか大きい方を上回ってはならない。
- (iii) (A)(iii)に規定する関税率の引下げを実施する場合、当該引下げは、最初は年4回を超えないこととし、最初に実施される引下率合計は、外国通商協定の規定により当該引下げの合計の1/3を上回ってはならない。
- (C) (A)に規定する関税率の引下げを実施する場合、(A)(i)により引き下げられた部分又はその直前に行われた引下げの部分がその合計期間で1年未満のときは、その1回目の引下げ部分の後は、最初に実施されないものとし、最初の部分の実施期間が合計で3年以上となっている場合にも実施されないものとする。また、(A)(ii)の引下げのいかなる部分も、1962年7月1日に始まる4年の期間の満了後は、最初には実施されないものとする。引下げのいずれかの部分が実施されたときは、前述の(i)及び(ii)の適用において、合衆国の法律又はそれに基づく措置の理由により当該引下げの部分が実施されない期間中の以後の期間は、3年の期間又は場合によっては4年の期間を満了する決定をする場合は除く。

- (6) 大統領は、この条に基づき行われた布告の全部又は一部をいかなる時においても終了することができる。
- (b) この条のすべて条項又は 1962 年通商拡大法のいかなる条項も、この条又はキューバ以外の諸国との協定に従った通商拡大法により制定された関税率に関し、1902 年 12 月 11 日に合衆国とキューバ共和国との間において締結された商業互惠条約の規定の適用を阻害し、又はこの条により締結されたキューバとの協定、又はキューバにおいて栽培、生産若しくは製造された物品の現行特惠関税措置を修正する 1962 年通商拡大法の発効を排除するものと解釈してはならない。この法律又は 1962 年通商拡大法のいかなる条項も、他の外国（フィリピンを除く。）の同様の産物に適用される関税率を上回ることはない関税率のキューバの産物（特惠関税免税物品を含む。）に対する適用を排除するものと解釈してはならない。当該関税率の適用が何らかの特惠関税取扱措置を含むか否かは問わないものとする。キューバの製品に対する関税率は、
- (1) 1955 年 6 月 12 日以前に大統領が調印した外国通商協定を遂行するため、キューバの製品に関して、1945 年 1 月 1 日現在、存在する関税率の 50%以上引き下げてはならない。
 - (2) 大統領が 1955 年 6 月 12 日以降、1962 年 7 月 1 日以前に締結した外国通商協定を遂行するため、(a)(2)(C)若しくは(D)又は(4)(A) ((a)(3)(B)、(C)及び(D)並びに(4)(B)及び(C)の適用される規定を条件とする。)に規定するいずれかの代案を下回る引下げを行ってはならず、キューバ製品に適用される関税率に関連するものとして、このパラグラフの適用を読むものとする。キューバ製品に関しては、(a)(2)(D) (ii)又は(4)(A) (iii)の限度率は、当該製品が資格を有する特惠措置の絶対的利益を維持するために求められる限りにおいて超えることができる。
 - (3) 1962 年 6 月 30 日後 1967 年 7 月 1 日以前に締結された外国通商協定を実施するため、当該製品に関し、1962 年 7 月 1 日現在、存在する関税率（その設定方法の如何を問わず、及び議会の立法又はその他により一時停止されているかを問わない。）に 1962 年通商拡大法第 II 編を適用した最低税率を下回る引下げを行ってはならない。
- (c)(1) この条において使用する「関税及びその他の輸入規制」とは、(A) 輸入関税の関税率及び形式並びに品目の分類、及び(B) 輸入の際又は輸入規制により課せられた関税以外の限度、禁止、手数料及び取立金を含む。
- (2) この条の適用において、
 - (A) (d)に規定するものを除き、「1934 年 7 月 1 日現在、存在する」、「1945 年 1 月 1 日現在、存在する」、「1955 年 1 月 1 日現在、存在する」及び「1958 年 7 月 1 日現在、存在する」とは、当該日現在、存在していた関税率（その設定方法の如何を問わず、及び議会の立法又はその他により一時停止されているかを問わない。）をいう。ただし、1951 年通商協定延長法第 5 条(19 U.S.C. sec. 1362)の規定に基づく措置の理由によって実行されている関税率を除く。

- (B) 「存在する」とは、いずれの日を特定することなく、外国通商協定の締結又は布告に関する事項について用いられた場合には、当該貿易協定が締結された日現在、存在していたものをいう。
- (d)(1) 戦争中若しくは緊急事態中において、関税率が協定若しくはその他の方法により引き上げられ又は引き下げられた場合、その後の関税率の引上げ又は引下げは、当該協定若しくはその他の方法により実施された戦後若しくは緊急事態終結後の関税率を基準として計算されなければならない。
- (2) 合衆国が戦争若しくは緊急事態の終結後、外国通商協定に基づき、特定物品に対する関税率を撤回又は修正する無条件の権利を得たときは、この条の適用において「1945年1月1日現在、存在する」とみなされる当該物品に対する関税率は、当該協定が締結されなかった場合に存在すべき関税率とする。
- (3) 布告の対象とされた外国通商協定の全部が1945年7月5日以前に大統領により終了されているときは、当該外国通商協定の適用において、この条に基づく布告は行わない。
- (f) 産業界、農業界及び労働界からの情報並びに助言
大統領は、この条に基づく外国通商協定を交渉中の期間においては、当該協定に関して、産業界、農業界及び労働界からの情報並びに助言を求めることを議会の意見として宣言する。